富里市営運動場使用料(令和元年10月1日~)

(単位:円)

				* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
区分	一般		小・中・高校生	
時間	平日(土曜含む)	日曜・祝日	平日(土曜含む)	日曜・祝日
2時間以内	330	440	220	330
4 時間以内	660	880	440	660
6時間以内	880	1, 210	660	880
8 時間以内	1, 100	1, 540	770	1, 100
10時間以内	1, 320	1, 760	880	1, 320
1日	1, 540	1, 980	990	1, 540

新

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 テニスコートは、1面とする。
- 3 本市に住所を有する者又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用区分の額に5割相当額を加算した額とする。
- 4 営利を目的とする場合の使用料の額は、当該使用区分の額に5割相当額を加算した額とする。
- 5 3及び4の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

旧

(単位:円)

区分	一般		小・中・高校生	
時間	平日(土曜含む)	日曜・祝日	平日(土曜含む)	日曜・祝日
2時間以内	320	430	210	320
4時間以内	640	860	430	640
6時間以内	860	1, 180	640	840
8 時間以内	1, 080	1, 510	750	1, 080
10時間以内	1, 290	1, 720	860	1, 290
1日	1, 510	1, 940	970	1, 510
	- 4 エレナフ			

テニスコートは、1面とする